

- 「募集」とは、あらゆる方法による募集をいい、公共職業安定所又は労働大臣の許可を得若しくは届出をして職業紹介事業を行う者（高等学校、大学等）への求人の申込みも含まれます。
- また、「採用」には、労働契約の締結のほか、応募の受付、採用のための選考等募集を除く労働契約の締結に至る一連の手続も含まれます。
- 募集・採用については、具体的に事業主が講ずるように努めるべき措置について、労働大臣が指針を定めており、事業主がこの指針に反する募集、採用を行った場合には、都道府県婦人少年室長が行う助言、指導、勧告の対象となります。

男女雇用機会均等法や働く女性の問題は最寄りの婦人少年室へ

〈婦人少年室の所在地一覧〉

都道府県名	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
北海道	011-709-2715	060	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第 1 合同庁舎
	0177-35-1033	030	青森市新町 2 丁目 4 番 25 号 青森合同庁舎
	0196-22-4645	020	盛岡市内丸 7 番 25 号 盛岡合同庁舎
青森	0196-22-4645	020	盛岡市内丸 7 番 25 号 盛岡合同庁舎
	022-299-8844	983	仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎
宮城	022-299-8844	983	仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎
	0188-62-6684	010	秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号 秋田合同庁舎
秋田	0188-62-6684	010	秋田市山王 7 丁目 1 番 3 号 秋田合同庁舎
	0236-24-8228	990	山形市緑町 1 丁目 5 番 48 号 山形地方合同庁舎
山形	0236-24-8228	990	山形市緑町 1 丁目 5 番 48 号 山形地方合同庁舎
	0245-36-4609	960	福島市霞町 1 番 46 号 福島合同庁舎
福島	0245-36-4609	960	福島市霞町 1 番 46 号 福島合同庁舎
	029-221-3915	310	水戸市北見町 1 番 11 号
茨城	029-221-3915	310	水戸市北見町 1 番 11 号
	028-633-2795	320	宇都宮市明保野町 1 番 4 号 宇都宮第 2 地方合同庁舎
栃木	028-633-2795	320	宇都宮市明保野町 1 番 4 号 宇都宮第 2 地方合同庁舎
	027-231-5136	371	前橋市大手町 1 丁目 1 番 3 号
群馬	027-231-5136	371	前橋市大手町 1 丁目 1 番 3 号
	048-822-4273	336	浦和市岸町 5 丁目 8 番 13 号
埼玉	048-822-4273	336	浦和市岸町 5 丁目 8 番 13 号
	043-221-2307	260	千葉市中央区中央 4 丁目 11 番 1 号 千葉第 2 地方合同庁舎
千葉	043-221-2307	260	千葉市中央区中央 4 丁目 11 番 1 号 千葉第 2 地方合同庁舎
	03-3814-5372	112	文京区後楽 1 丁目 7 番 22 号
東京都	03-3814-5372	112	文京区後楽 1 丁目 7 番 22 号
	045-211-7380	231	横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎
神奈川県	045-211-7380	231	横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎
	025-266-0047	951	新潟市川岸町 1 丁目 56 番地
新潟	025-266-0047	951	新潟市川岸町 1 丁目 56 番地
	0764-32-2740	930	富山市牛島新町 11 番 7 号 富山合同庁舎
富山	0764-32-2740	930	富山市牛島新町 11 番 7 号 富山合同庁舎
	0762-31-3086	920	金沢市西念町 103 街区 12 番地 金沢駅西合同庁舎
石川	0762-31-3086	920	金沢市西念町 103 街区 12 番地 金沢駅西合同庁舎
	0776-22-3947	910	福井市春山 1 丁目 1 番 54 号 福井春山合同庁舎
福井	0776-22-3947	910	福井市春山 1 丁目 1 番 54 号 福井春山合同庁舎
	0552-52-6779	400	甲府市美咲 1 丁目 2 番 13 号
山梨	0552-52-6779	400	甲府市美咲 1 丁目 2 番 13 号
	026-234-7817	380	長野市旭町 1108 番地 長野第 1 合同庁舎
長野	026-234-7817	380	長野市旭町 1108 番地 長野第 1 合同庁舎
	058-245-3046	500	岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地 岐阜合同庁舎
岐阜	058-245-3046	500	岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地 岐阜合同庁舎
	054-252-5310	420	静岡市追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎
静岡県	054-252-5310	420	静岡市追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎
	052-951-4191	460	名古屋市中区三ノ丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館
愛知県	052-951-4191	460	名古屋市中区三ノ丸 2 丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館
	0592-28-2782	514	津市島崎町 327 番 2 号 津第 2 地方合同庁舎
三重	0592-28-2782	514	津市島崎町 327 番 2 号 津第 2 地方合同庁舎
	0775-23-1190	520	大津市御幸町 6 番 6 号
滋賀	0775-23-1190	520	大津市御幸町 6 番 6 号
	075-241-0504	604	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地
京都	075-241-0504	604	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地
	06-941-4647	540	大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 67 号 大阪合同庁舎第 2 号館
大阪	06-941-4647	540	大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 67 号 大阪合同庁舎第 2 号館
	078-332-7045	650	神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎
兵庫県	078-332-7045	650	神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎
	0742-36-1820	630	奈良市法蓮町 387 番地 奈良第 3 地方合同庁舎
奈良	0742-36-1820	630	奈良市法蓮町 387 番地 奈良第 3 地方合同庁舎
	0734-22-4743	640	和歌山市中之島 2249 番地
和歌山	0734-22-4743	640	和歌山市中之島 2249 番地
	0857-22-3249	680	鳥取市東町 2 丁目 302 番地 鳥取第 2 地方合同庁舎
鳥取	0857-22-3249	680	鳥取市東町 2 丁目 302 番地 鳥取第 2 地方合同庁舎
	0852-31-1161	690	松江市東朝日町 76 番地 労働総合庁舎
岡山	0852-31-1161	690	松江市東朝日町 76 番地 労働総合庁舎
	086-224-7639	700	岡山市下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎
広島	086-224-7639	700	岡山市下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎
	082-223-2878	730	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館
山口	082-223-2878	730	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館
	0839-22-8017	753	山口市中河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館
徳島	0839-22-8017	753	山口市中河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館
	0886-52-2718	770	徳島市徳島町城の内 6 番 6 号 徳島地方合同庁舎
香川	0886-52-2718	770	徳島市徳島町城の内 6 番 6 号 徳島地方合同庁舎
	0878-31-3762	760	高松市天神前 5 番 12 号
愛媛	0878-31-3762	760	高松市天神前 5 番 12 号
	0899-35-5222	790	松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎
高知	0899-35-5222	790	松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎
	0888-72-2598	780	高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 42 号
福岡	0888-72-2598	780	高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 42 号
	092-411-4894	812	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎
佐賀	092-411-4894	812	福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎
	0952-32-7150	840	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎
長崎	0952-32-7150	840	佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 20 号 佐賀第 2 合同庁舎
	0958-44-4384	852	長崎市岩川町 16 番 16 号 長崎合同庁舎
熊本	0958-44-4384	852	長崎市岩川町 16 番 16 号 長崎合同庁舎
	096-352-3865	860	熊本市二の丸 1 番 2 号 熊本合同庁舎
大分	096-352-3865	860	熊本市二の丸 1 番 2 号 熊本合同庁舎
	0975-32-4025	870	大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号 大分合同庁舎
宮崎	0975-32-4025	870	大分市新川町 2 丁目 1 番 36 号 大分合同庁舎
	0985-25-5531	880	宮崎市橋通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎
鹿児島	0985-25-5531	880	宮崎市橋通東 3 丁目 1 番 22 号 宮崎合同庁舎
	0992-22-8446	892	鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎
鹿儿島	0992-22-8446	892	鹿児島市山下町 13 番 21 号 鹿児島合同庁舎
	098-868-4380	900	那覇市久米 2 丁目 30 番 1 号
沖縄	098-868-4380	900	那覇市久米 2 丁目 30 番 1 号

新規学卒者を採用予定の事業主の方へ

事業主は、労働者の募集・採用に当たって、女性に対して男性と均等な機会を与えるように努めなければなりません。（男女雇用機会均等法）

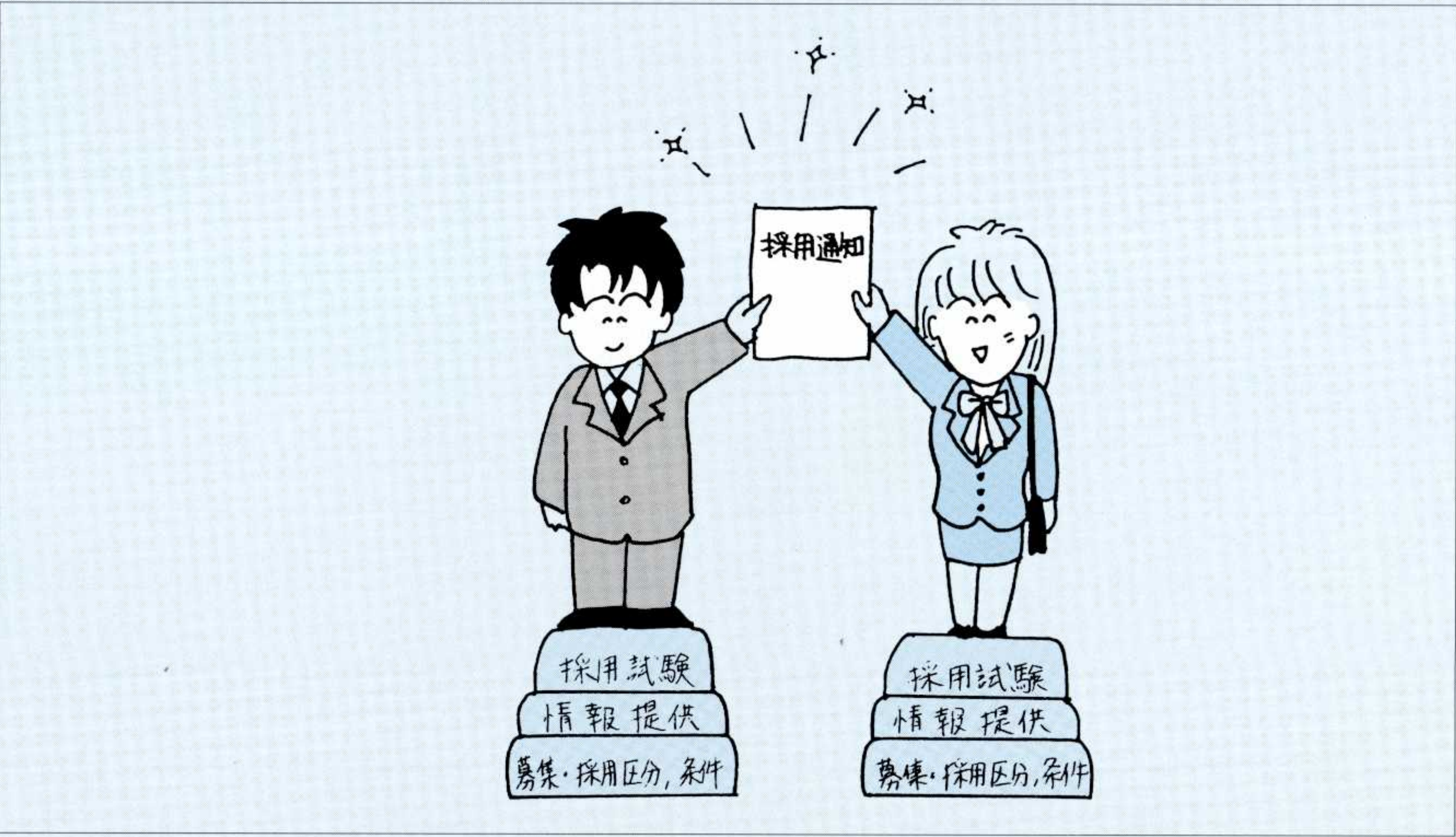
募集・採用は、事業主にとって事業経営の死活にかかわる重要な関心事である一方、応募する新規学卒者にとっても、一生を左右する重要な問題です。

こうしたことから、男女雇用機会均等法第 7 条では、「事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えるように努めなければならない。」と規定しています。

これは、募集・採用に当たって、女性一般に対する社会通念や女性労働者の一般的、平均的な就業実態を理由として、女性に対し門戸を閉ざしたり、女性を不利に取り扱うことのないよう、個々の女性の意欲、能力に応じた取扱いを企業に求めているものです。

昨今の雇用情勢を背景として、女子学生等の就職にも厳しいものがありますが、このような時期にあっても、男女について均等な取扱いをすることが強く要請されることは言うまでもありません。

新規学卒者の募集・採用に当たっては、均等法の趣旨や均等法に基づく指針に沿った募集・採用活動を行い、女子学生に対して男子学生と均等に門戸を開き、公正な選考を行って下さい。



平成 9 年度
労働省婦人局／婦人少年室

◆募集・採用に当たって、事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針

指 針 イ

募集又は採用に当たって、募集・採用区分（労働者を募集し、又は採用するに当たっての職種、資格、雇用形態、就業形態等の区分をいう。）ごとに、女性であることを理由として募集又は採用の対象から女性を排除しないこと。

（排除していると認められる例）

- | | |
|---|---|
| <p>① 一定の職種について募集又は採用の対象を男性のみとすること。</p> <p>② 大学卒業者等一定の応募資格を定めて募集し、又は採用する場合において、その対象を男性のみとすること。</p> <p>③ 将来の処遇についてあらかじめ区分を設けて労働者を募集し、又は採用する場合において、その対象を男性のみとすること。</p> | <p>④ 常時雇用する労働者を募集し、又は採用する場合において、その対象を男性のみとすること。</p> <p>⑤ 募集又は採用に当たって、男性を表す職種の名称を用い、又は「男性歓迎」、「男性向きの職種」等の表示を行うこと（女性を排除しないことが明らかである場合を除く。）。</p> <p>⑥ 女性を募集の対象としているにもかかわらず、応募の受付等の対象を男性のみとすること。</p> |
|---|---|

指 針 ロ

募集又は採用に当たって、男女を対象とする募集・採用区分において、女性についての募集又は採用する人数の限度を設けないこと。

（限度を設けていると認められる例）

- | | |
|----------------------------------|--|
| <p>① 男女別の採用予定人数を明示して、募集すること。</p> | <p>② 募集に当たって男女別の採用予定人数を明示していないが、募集・採用区分の一部について採用の対象を男性のみとすること。</p> |
|----------------------------------|--|

指 針 ハ

募集又は採用に当たって、年齢、婚姻の有無、通勤の状況その他の条件を付す場合においては、同一の募集・採用区分の男性と比較して女性に不利なものとしないこと。

（不利なものとしていると認められる例）

- | | |
|--|---|
| <p>① 応募することができる年齢の上限を設けて募集し、又は採用する場合において、女性が応募することができる年齢を男性に比して低く設定すること。</p> <p>② 女性についてのみ、未婚者であることを条件とすること。</p> <p>③ 女性についてのみ、自宅から通勤することを条件とすること。</p> | <p>④ 大学等の卒業者を募集し、又は採用する場合において、女性についてのみ、浪人又は留年していないことを条件とすること。</p> <p>⑤ 「女性は未婚者優先」、「女性は自宅通勤者優先」等の一定の事情にある女性について不利に取り扱う旨の表示を行うこと。</p> |
|--|---|

指 針 ニ

求人の内容の説明等募集又は採用に係る情報の提供について、同一の募集・採用区分の男性と比較して女性に不利な取扱いをしないこと。

（不利な取扱いをしていると認められる例）

- | | |
|---|---|
| <p>① 会社の概要等に関する資料を送付する対象を男性のみとし、又は女性に送付する時期を男性より遅くすること。</p> | <p>② 求人の内容等に関する説明会を実施するに当たって、その対象を男性のみとし、又は女性を対象とする説明会を実施する時期を男性より遅くすること。</p> |
|---|---|

指 針 ホ

採用試験の実施について、同一の募集・採用区分の男性と比較して女性に不利な取扱いをしないこと。

（不利な取扱いをしていると認められる例）

- | | |
|-------------------------------|---|
| <p>① 女性についてのみ採用試験を実施すること。</p> | <p>② 男女について実施する採用試験のほか、女性についてのみ別の採用試験を実施すること。</p> |
|-------------------------------|---|

＜指針の適用除外＞

深夜業を伴う業務など労働基準法上女性に就業制限があること等から均等な取扱いがでない業務については、「指針」の適用はありません。

指 針 の 適 用 除 外

- 次に掲げる職業に従事する労働者の場合
 - 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請から男性に従事させることが必要である職業
 - 守衛、警備員等防犯上の要請から男性に従事させることが必要である職業
 - ①及び②に掲げる職業のほか、業務の性質上男性に従事させることについてこれらの職業と同程度の必要性があると認められる職業
- 労働基準法第64条の2から第64条の4まで又は第64条の5第2項の規定により女性の労働が制限され、又は禁止されていることから、通常の業務を遂行するために、女性に対して男性と均等な機会を与えること又は女性労働者に対して男性労働者と均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合
- 風俗、風習等の相違により女性が能力を発揮し難い海外での勤務が必要な場合その他特別の事情により女性に対して男性と均等な機会を与えること又は女性労働者に対して男性労働者と均等な取扱いをすることが困難であると認められる場合

◇ 募集・採用に当たっては…… ◇

◇女性の応募が見込まれないとして技術系について「男性のみ」募集とすることは……

技術系を専攻する女子学生は少ないのですが、応募の見込みがないからといって男性のみの募集にすることは、募集・採用に関する指針に反しますので、男女とも募集するようにしてください。理工系を専攻し、技術系の職場に進出する意欲を持つ女性が増えてきています。女性の応募がないというのは思い込みではないでしょうか。下記の例のような技術系の職場で女性がいきいきと働いています。

＜技術系の職場で女性が活躍している例＞

- ・大卒の女性を現場監督として1年間かけて養成し、第一線の建設現場に配属
- ・屋外の配線施工に女性だけのチームを導入
- ・電子機器等に使われるエポキシ樹脂等の石化プラントの運転管理に高専卒の女性を配置

◇「女性に不向き」として、営業職を男性のみ募集とすることは……

女性の職業上の適性について社会通念で判断し、その結果男性のみを募集することは募集・採用に関する指針に反します。営業職に適する女性も少なくなく、近年では、ほとんどの業種で、女性の営業職が活躍しています。

◇全国転勤のある総合職は女性には無理として男性のみ募集とすることは……

我が国の多くの企業においては、転勤は、業務上の必要性や人事のローテーションの観点から一般的に行われていますが、他方、労働者にとっては家庭生活に大きな影響をもたらす面があることから、女性には転勤は無理だと思い込んでいるという側面もみられます。しかし、転勤は人材育成や人材登用のために人事制度として機能していることもあり、それにチャレンジする女性も珍しくありません。十把ひとからげに女性には転勤は無理と思い込んで総合職の募集から女性を排除することは、募集・採用に関する指針に反するものです。

◇「女性向き」として、一般職を女性のみ募集することは……

補助的定型的業務は女性に適しているという先入観に基づき、一般職については女性のみ募集・採用を行うことは、均等法に直接反するものではありませんが、性によらず、個々の労働者の意欲、能力に応じた雇用管理を促進する均等法の趣旨と相容れないものといえます。従来男性のみの職場であった職業に、多くの女性が進出しています。